



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
宮城県政記者会》
秋田県政記者会》

令和5年9月20日
国土交通省 東北運輸局

「輸送の安全確保に関する指導文書」の発出

人の運送をする不定期航路事業者に対し、令和5年6月28日に運航管理に関する監査を実施した結果、事業の変更届出をせず航路を変更していたほか、安全管理規程の一部が遵守されていないことが確認されました。よって、事業者に対し、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書を秋田運輸支局において発出しましたのでお知らせします。

記

1. 発出年月日

令和5年9月20日（水）

2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置

事業者の名称：Akita OW Service 株式会社

代表者名：代表取締役 大森 三四郎

主たる事務所の位置：秋田県能代市河戸川字北西山48番1

3. 指導の内容

以下①～④に係る措置について、令和5年10月20日までに当局あて文書にて報告すること。

- ① 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
- ② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守を社内へ徹底し、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- ③ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
- ④ 船長は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第10条に基づき、運航・作業基準に定める地点に達したときは、運航管理者又は運航管理補助者に地点名等の事項を連絡すること。

- ⑤ 船長は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第11条に基づき、入港30分前となったときに、運航管理者又は運航管理補助者に入港予定時刻等の事項を連絡すること。
- ⑥ 船長と運航管理者又は運航管理補助者は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第12条に基づき、運航・作業基準に定める方法により連絡を行うこと。
- ⑦ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を年1回以上実施するとともに、運航管理者は、同規程第55条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
- ⑧ 運航管理者は関係者に対し、地震防災対策基準第18条に定める地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。
- ⑨ 経営トップは、安全管理規程第20条に基づき、安全管理規程（各基準を含む）について関係の責任者の意見を参考とした上で見直しを検討し、変更を決定した場合は速やかに東北運輸局へ届け出ること。

以上

《問い合わせ先》 東北運輸局海上安全環境部 運航労務監理官
田口・清水 TEL : 022-791-7511

東北運輸局秋田運輸支局 運航労務監理官
千代谷 TEL : 018-863-5811
(自動音声ガイダンス「4」)